

## 指定管理者総合評価シート

## 1 施設の概要

施設名	(Cグループ)都市公園のうち近隣公園2箇所、地区公園2箇所、特殊公園2箇所、都市緑地1箇所	所在地	旭山公園ほか
設置目的	都市環境の改善、防災、良好な景観形成に寄与すると共に、市民レクリエーション及びスポーツ活動並びにコミュニティ活動の場の充実を図るなど、緑豊かで快適な都市空間を形成するため、多様な市民ニーズに対応した特徴ある公園・緑地を計画的に配置する。		
規模	千代の山公園、西神楽公園、東豊公園、新富公園、旭山公園、嵐山公園、オサラッペ川広場5.69ha	設置年月日	

## 2 指定管理者が行う業務等

指定管理者名	公益財団法人 旭川市公園緑地協会	指定期間	平成31年4月1日から令和6年3月31日まで		
指定管理業務の内容	(1) 公園施設等の維持管理に関すること (2) 公園の使用料の徴収業務 (3) その他市長が定める業務	指定管理料(千円)	R元	105,278 千円	
			R2	106,480 千円	
			R3	106,480 千円	
			R4	109,102 千円	
			R5	108,202 千円	

## 3 総合評価

施設所管部の評価(1次評価)	管理運営方法の見直し	
	指定期間中の導入効果及び課題	<p>【導入効果】</p> <p>① 経費の節減：管理経費は、直営時（H17年度まで受託業務）と比較して、公園数・管理面積増により増加傾向にあるが、点検費や簡易修繕など効率良く実施され経費の節減が図られている。</p> <p>② 課題として物価高騰に伴う経常費の上昇に伴い、効率的な事業の展開（経費の節減）や限られた予算を補完するための収益事業の実施、多様な公園の利活用へのニーズへの柔軟な対応による公園の利用促進事業の展開</p>
	今後の管理形態	<p>■ 指定管理者制度    □ 直営</p> <p>理由</p> <p>① 指定管理者制度は、直営委託としていた「施設管理・清掃・保守点検・芝刈り」などから、権限を指定管理者に委任し、多岐にわたる業務を包括的に行わせた結果、市の事務管理の軽減や利用促進が図られた。</p> <p>② 市民の要望に応じた施設の開設期間の延長など柔軟な対応でサービス向上が図られた。</p> <p>以上、現状及び直営とした場合に生じる課題を検討した結果、引き続き指定管理者制度を継続することが適当であると判断できる。</p>
	指定管理者制度を継続する場合	
	選定方法	■ 公募    □ 非公募
	非公募の場合、その理由	
	今後の改善点	
<p>① 公園利活用に関するニーズの把握と、ニーズに即した利用促進事業の展開及び利便性及び管理の効率性の向上の推進。</p> <p>② 厳しい経済状況の中、施設管理の効率化及び経費の節減の検討。</p> <p>③ 指定管理者間の連携を目的として設置した「連絡協議会」の活用によるサービスや維持管理水準の平準化及びグループ間連携による経費の節減及び効率的な公園管理の推進。</p> <p>④ 利用者増に向けたインセンティブを働かせるための利用料金制度の検討。</p> <p>⑤ 公共施設としての、公益性の高い公園管理を維持しつつ、収益事業の展開の推進を両立させ、自主財源の獲得の検討も積極的に取り組むことが求められる。</p>		
制度所管部等の評価(2次評価)	<p>適正に管理運営がなされているとともに、ボランティア活動の受入や、施設の使用期間の延長など市民ニーズに対応し、季節に合わせた行事の実施など、サービス向上及び利用者増に向けた柔軟な取組を行っており、指定管理者制度のメリットが認められるため、引き続き指定管理者制度による管理運営が適当である。</p> <p>売店や自動販売機の経営・運営など積極的な自主事業に取り組んでいることから、今後は、より経営努力が発揮しやすい利用料金制度の導入検討が望まれる。</p>	